

令和 8 年 6 月 2 5 日
県土整備部技術管理課
県土整備部港湾課
県土整備部営繕課

中東情勢の変化によるナフサ由来の建設資材への対応について

国土交通省では、中東情勢の変化を受け、ナフサを由来とする建設資材について、これまでのスライド条項の対応に加え、新たに設計変更で対応する旨、6月16日に通知されました。

本県においても、国と同様に対応することとし、まずは、県土整備部において運用を開始します。

1. 調達検討資材

ナフサ由来材料（シンナー、塗料、塩ビ管、防水材、断熱材など）

2. 対応

令和 8 年 7 月 1 日以降に設計図書を作成する工事。

なお、6 月 30 日以前に作成した工事（既契約工事含む）についても受発注者の協議により対応可能。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

3. 本運用とスライド条項との関係

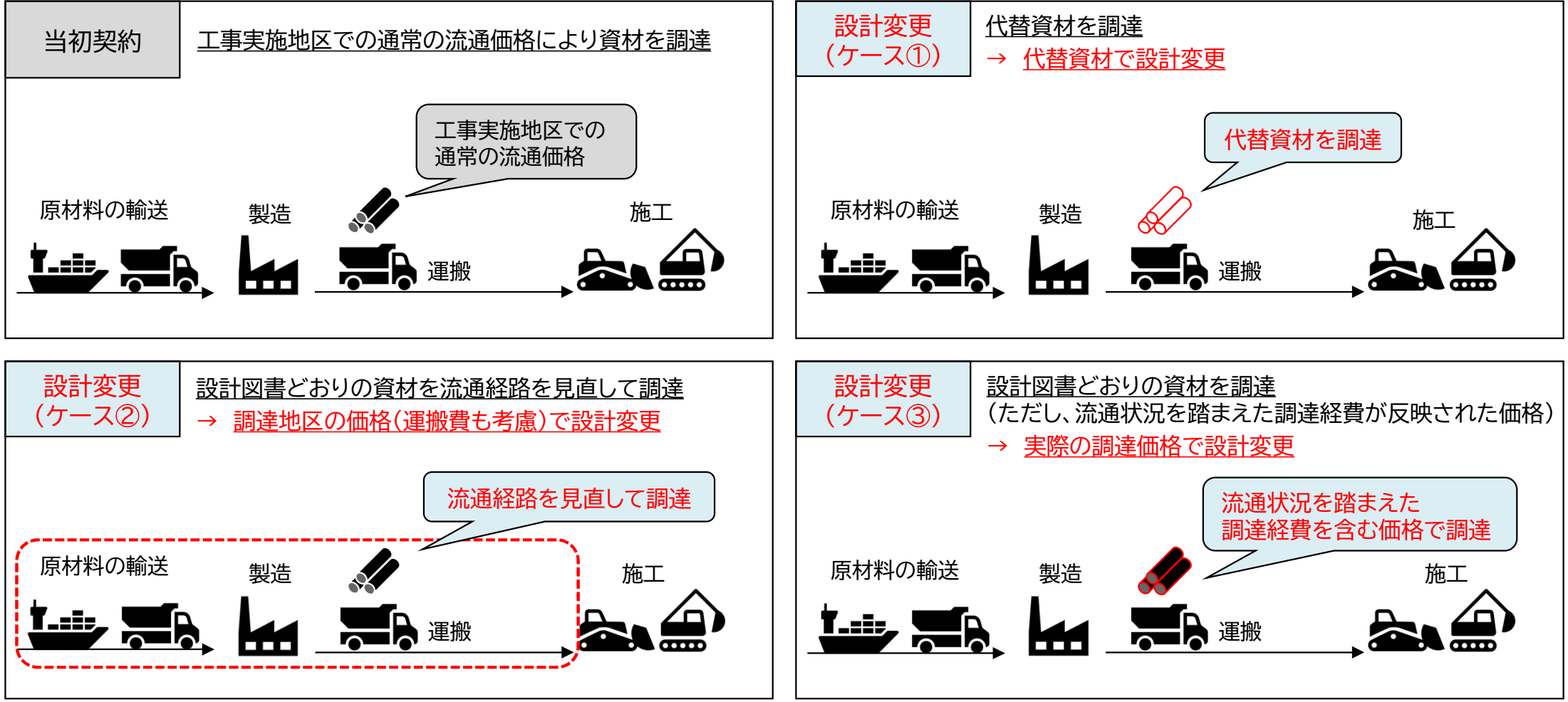
代替資材の調達や流通経路の見直し等により、必要となる経費をスライド条項の対象外とし、新たに設計変更により計上する。

（ナフサ由来の建設資材以外は、引き続き、単品スライド条項を運用）

制度の詳細はこちら

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kendosei/kendo/tyuutou.html>

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。



スライド条項等への対応

スライド条項は千葉県建設工事請負契約書第26条に規定された制度です。
下記に該当する場合は、スライド条項が活用できる可能性があります。

単品スライド

第5項

特定の工事材料の価格に
著しい変動
が生じた場合

制度の詳細や説明動画はこちらから↓

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/tanpin.html>



インフレスライド

第6項

急激なインフレ又はデフレが生じ、
短期的かつ急激に
賃金水準又は物価水準が
変動した場合

制度の詳細や説明動画はこちらから↓

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/infure.html>



全体スライド

第1～4項

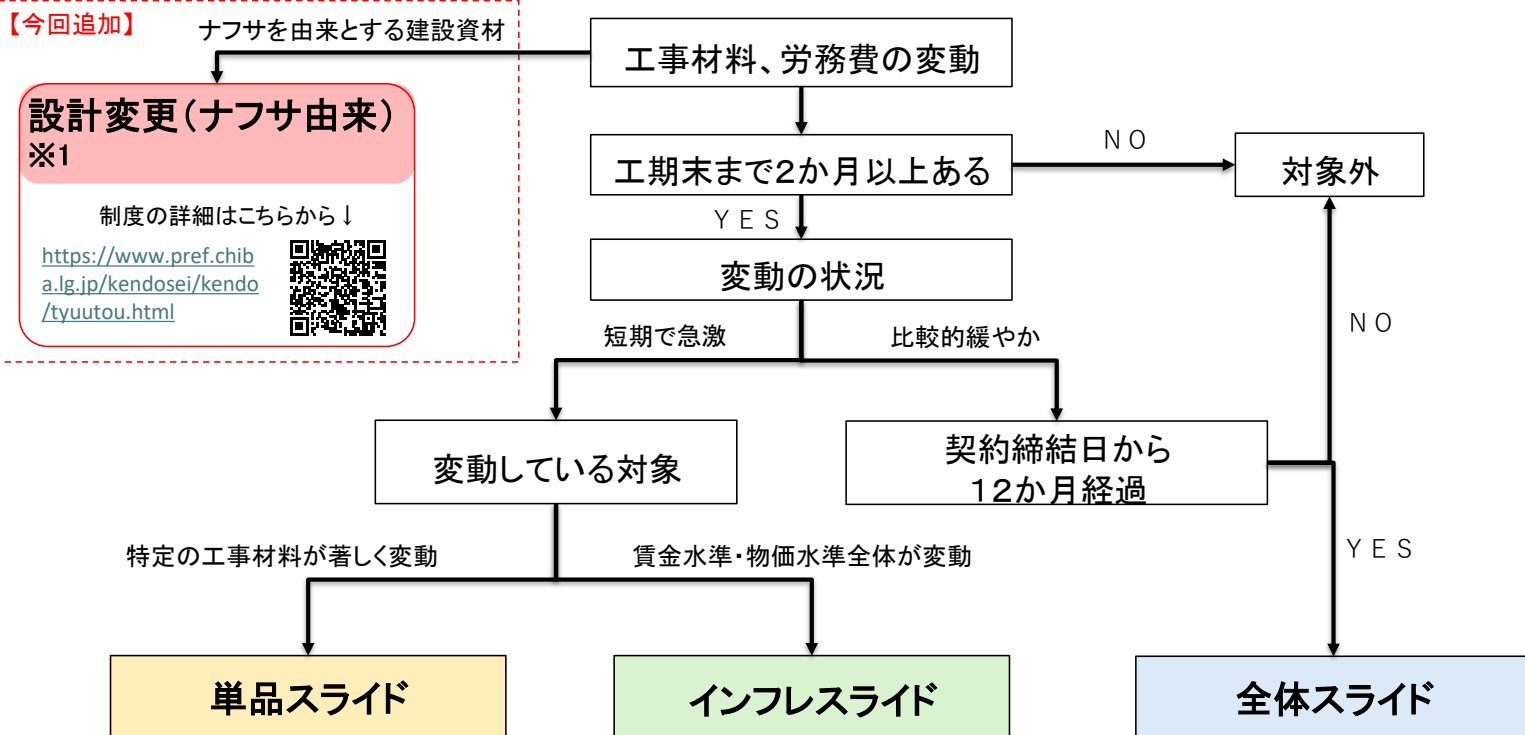
契約締結日から
1年経過した後に
賃金水準又は物価水準が
変動した場合

制度の詳細や説明動画はこちらから↓

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/zentai.html>



適用フロー



※1 ナフサ由来の建設資材以外に対するスライド条項と併用可能

問い合わせ先

技術管理課 技術情報班

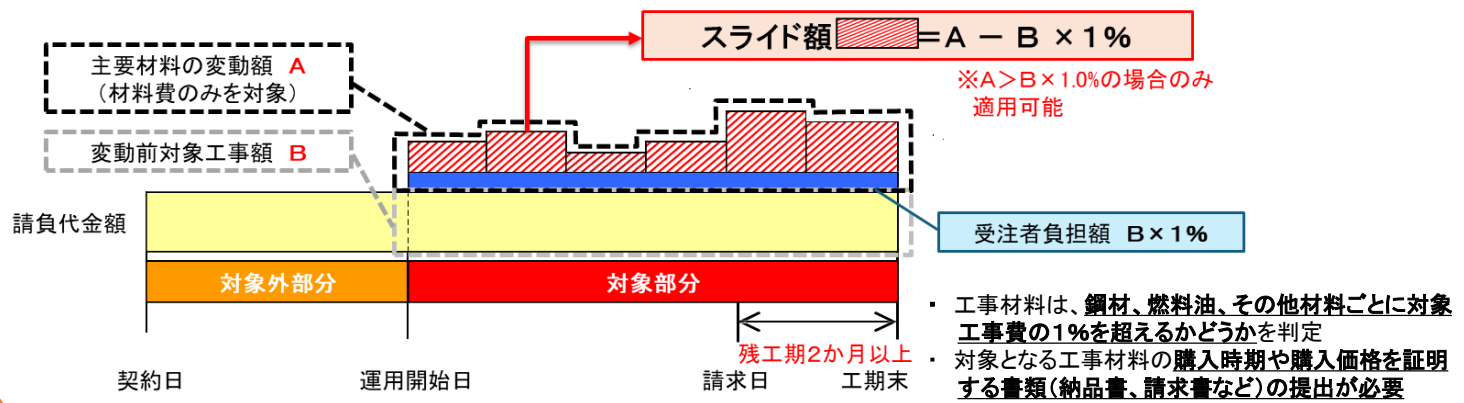
TEL:043-223-3503

E-mail:gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

単品スライド

対象部分

変動額が対象工事費の1%を超える工事材料

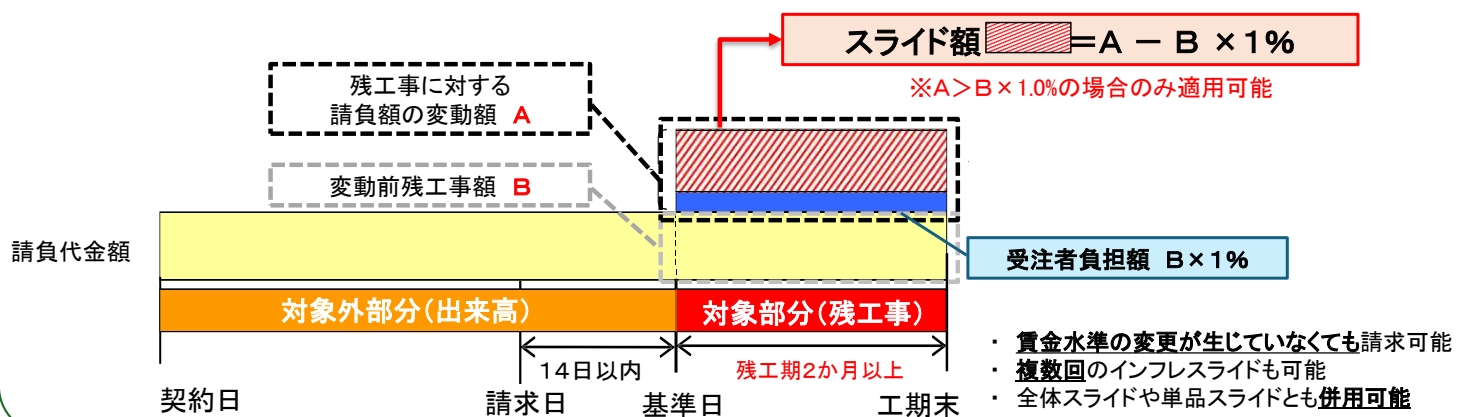


インフレスライド

対象部分

・基準日(※3)以降に施工する部分

・基準日以降に購入する工事材料

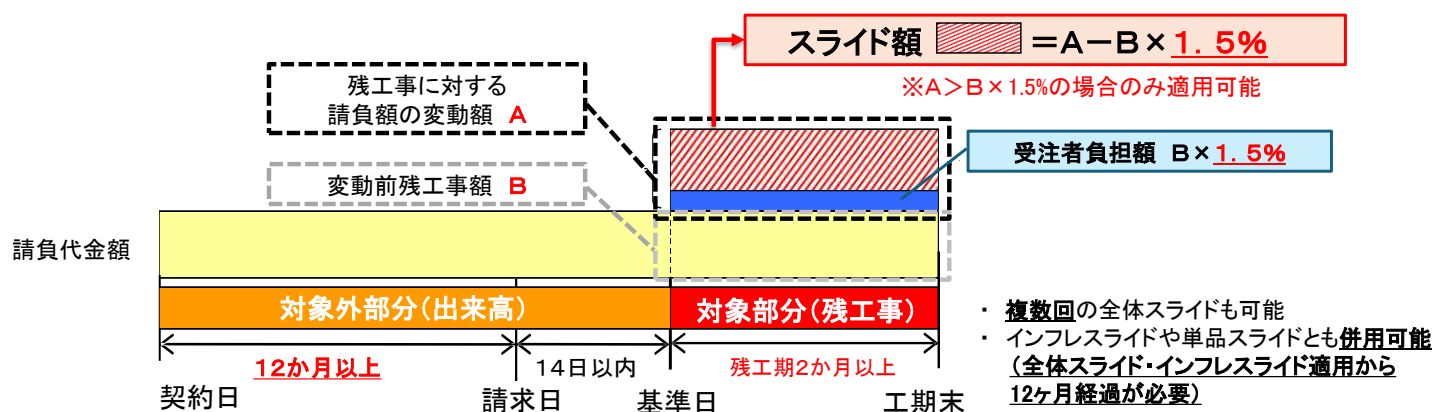


全体スライド

対象部分

・基準日(※3)以降に施工する部分

・基準日以降に購入する工事材料



※3 基準日: 受注者がスライド協議を請求した日を基本とした、出来高を確認する日

	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	全体スライド (第1項～第4項)	設計変更 (ナフサ由来)
対 象	主要な工事材料 (鋼材、燃料油、アスファルト類、コンクリート類 等)	資材価格、労務単価、機械損料、諸経費等	資材価格、労務単価、機械損料、諸経費等	ナフサ由来の建設資材 (シンナー、塗料、塩ビ管、防水材、断熱材 等)